

第1 請求の受付

1 請求人

山形市相生町5番25号

弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表者 長 英二郎

同 田中 暁

(住所 省略)

長 英二郎

2 請求書の提出

平成29年3月31日

なお、請求人に対し、同年4月12日に補正を求め、同月21日に補正が行われた。

3 請求の内容

(平成29年3月31日に提出された措置請求書及び同年4月21日付けで補正された措置請求書の原文に即して記載した。)

(1) 措置の要求

山形県知事が山形県議会議員に対して、平成27年度において交付した政務活動費のうち、別紙第3「違法・不当支出議員別一覧表」中の「支出額」について返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条第1項に基づき、監査委員が山形県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

(2) 請求の理由（違法・不当な行為）

ア 山形県議会議員（以下、「県議会議員」という。）は、平成27年度において、月額金28万円の政務活動費の交付を受けている。

イ その政務活動費は、地方自治法第100条第14項の「その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」との定めを受けて、「山形県政務活動費の交付に関する条例」に基づき、県議会議員に交付されているものである。

したがって、県議会議員に交付される政務活動費の用途は、「県政に関する」調査研究等に資するために必要な経費に限定されることになる。

ウ 別紙第3「違法・不当支出議員別一覧表」記載の「支出額」欄記載の金額は、前項の目的外の用途と判断されるべきであり、その用途は違法、少なくとも不当を評価されるべきである。

なお、その違法・不当な支出の具体的な内容は、事実証明書中の各県議会議員別「住民監査請求対象一覧表」で特定している。

エ 山形県議会では、この政務活動費の用途に関して、一定の基準（条例施行規定及び運用を具体化した「政務活動費の手引」）を策定しているところである。

県議会議員の支出がこれらの運用基準に従っているかどうかを厳密に判断することは当然であるが、たとえ、外形的には基準に適合しているとしても、実質的内容で判断すべきであり、その用途の外形のみで、合法・違法や当・不当の判断がなされるべきものではないことを念のため付言する。

オ なお、政務活動費全体の支出件数は膨大であり、全体の分析には相当の時間が必要であるため、この措置請求では、一部の県議会議員に絞って分析検討したも

のであって、その他の県議会議員が行った支出に問題がないとしているものではない。ぜひ、監査委員の自発的な監査を望む。

(別紙第3)

違法・不当支出議員別一覧表

No.	議員名	件数	支出額 (円)	事実証明書該当頁
1	大内 理加	21	847,396	略 (以下同じ)
2	吉村 和武	50	631,980	
3	菊池 文昭	35	1,136,063	
4	金澤 忠一	2	12,000	
5	高橋 啓介	16	81,728	
6	今井 榮喜	48	1,548,156	
7	奥山 誠治	42	822,533	
8	広谷五郎左エ門	1	2,916	
9	木村 忠三	37	1,734,404	
10	渋間 佳寿美	48	1,211,889	
11	佐藤 聡	33	132,576	
12	志田 英紀	43	1,075,089	
13	佐藤 藤彌	51	1,172,193	
14	森田 廣	13	1,644,000	
15	石黒 覚	33	771,016	
16	星川 純一	36	1,419,966	
17	坂本 貴美雄	20	873,354	
18	能登 淳一	57	1,658,119	
19	平 弘造	15	2,390,000	
20	矢吹 栄修	32	1,661,331	
21	森谷 仙一郎	54	425,845	
22	加賀 正和	37	944,600	
23	柴田 正人	42	1,871,397	
24	鈴木 孝	6	476,060	
25	鈴木 正法	55	108,283	
26	伊藤 重成	16	66,000	
27	舩山 現人	50	415,815	
	合計	893	25,134,709	

事実証明書「1 違法・不当支出の議員別・費目別一覧表」

(単位：円)

No.	議員名	調査研究費		研修費		広報費		要請陳情等活動費		会議費		資料購入費		事務費		人件費		議員別合計			
		件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額
1	大内 理加	15	64,198	4	18,074	1	65,124									1	700,000	21	847,396		
2	吉村 和武	31	29,566					1	455	6	1,959					12	600,000	50	631,980		
3	菊池 文昭	20	212,620	1	5,000	1	126,360			1	3,233				12	788,850	35	1,136,063			
4	金澤 忠一	2	12,000															2	12,000		
5	高橋 啓介	16	81,728															16	81,728		
6	今井 榮喜	4	45,470	4	40,420					3	15,000				37	1,447,266	48	1,548,156			
7	奥山 誠治	3	207,500							4	234,000			25	328,392	10	52,641	42	822,533		
8	広谷五郎左エ門											1	2,916					1	2,916		
9	木村 忠三	21	149,404							2	305,000					14	1,280,000	37	1,734,404		
10	渡間 佳寿美	26	195,210	1	28,600			2	42,130	8	65,949					11	880,000	48	1,211,889		
11	佐藤 聡	9	36,850	1	3,000			3	20,700	20	72,026							33	132,576		
12	志田 英紀	23	347,109											7	37,980	13	690,000	43	1,075,089		
13	佐藤 藤爾	13	155,363					2	36,330	12	58,000					24	922,500	51	1,172,193		
14	森田 廣	1	444,000													12	1,200,000	13	1,644,000		
15	石黒 寛	11	353,183							11	87,883					11	330,000	33	771,016		
16	星川 純一	22	1,009,677	2	9,714											12	400,575	36	1,419,966		
17	坂本 貴美雄	2	10,481			1	29,358			2	3,515					15	830,000	20	873,354		
18	能登 淳一	13	132,280	5	21,271					20	159,568					19	1,345,000	57	1,658,119		
19	平 弘造	1	10,000													14	2,380,000	15	2,390,000		
20	久吹 栄修	5	315,550			3	795,581			12	63,000					12	487,200	32	1,661,331		
21	森谷 仙一郎	13	33,278							31	95,567			1	81,000	9	216,000	54	425,845		
22	加賀 正和	5	19,690							20	62,160					12	862,750	37	944,600		
23	柴田 正人													32	391,397	10	1,480,000	42	1,871,397		
24	鈴木 孝	4	448,000					2	28,060									6	476,060		
25	鈴木 正法											55	108,283					55	108,283		
26	伊藤 重成	1	10,000							15	56,000							16	66,000		
27	船山 現人	4	50,158							14	140,710			32	224,947			50	415,815		
	費目別合計	265	4,373,315	18	126,079	6	1,016,423	10	127,675	181	1,423,520	56	111,199	89	944,736	18	171,621	250	16,840,141	893	25,134,709

4 補正について

(1) 補正依頼

本件措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、平成29年4月12日付けで補正を求め、同月21日に補正及び修正書が提出された。

(2) 補正及び修正書の内容(補正を求めた事項に対する請求人の回答を要約したもの)

平成29年3月31日付けで受け付けた山形県職員措置請求書に添付されている事実証明書中「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」に、違法性又は不当性の摘示がない項目があることについて

(回答)

事実証明書「2（議員別）監査請求書対象一覧表」の各項目について、「違法性又は不当性」の根拠となる理由を付加して補正する。

類型	違法・不当の理由
a	出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと。
b	団体役員としての出席であること。
c	政務活動に適うものでなく、県政に関する調査研究ではないこと。
d	半ば観光目的であること。
e	政務活動に適うものでなく、政党活動・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと。
f	支払者は議員となっていない。
g	食事を中心としており、政務活動に適うものでないこと。
h	2分の1以下の按分とすべきである。
i	政務活動としての実態が確認できないこと。
j	飲食費が含まれている疑いがある。
k	政務活動補助員に対する「日当」に相当すること。
l	上記cに伴う謝礼であること。
m	実質は会議における食糧費で、妥当の範囲を超えていること。
n	飲食代を伴った会場費・宿泊費である。
o	個人の立場で加入している団体会費である。
p	主催者が費用負担し、自己負担していないのではないか。
q	後援会活動である。
r	私的活動（宗教活動・趣味・嗜好等）
s	議員間で開催された集会にかかる経費である。

事実証明書「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」（整理表）

（単位：円）

違法・不当 類型	調査研究費		研修費		広聴広報費		要請陳情等活動費		会議費		資料購入費		事務所費		事務費		人件費		類型別合計	
	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額
a	40	148,186	6	28,311					151	593,250									197	769,747
b	6	4,389																	6	4,389
c	116	904,282	3	6,034			5	64,845	26	91,061	1	2,916							151	1,069,138
d	48	3,042,229																	48	3,042,229
e	61	477,284	10	91,768			2	28,060	1	5,000									74	602,112
f	1	5,080																	1	5,080
g			1	3,000															1	3,000
h	1	194,500			5	987,065							89	944,736					112	2,216,922
i	1	15,022			4	824,939	5	62,830	6	108,910	55	108,283			1	81,000	250	16,840,141	386	18,657,469
j	1	10,000							6	284,000									7	274,000
k	1	15,000																	1	15,000
l	6	34,470																	6	34,470
m									3	50,000									3	50,000
n	3	29,900							9	477,600									12	507,500
o	56	440,622	2	13,000															58	453,622
p	1	6,700																	1	6,700
q	2	4,000							2	10,000									4	14,000
r	4	28,405							3	10,300									7	38,705
s			2	12,311															2	12,311
経費別合計	348	5,360,069	24	154,424	9	1,812,004	12	155,735	207	1,610,121	56	111,199	153	1,561,080	18	171,621	250	16,840,141	1,077	27,776,394

（注）この整理表は、請求書に添えられた事実証明書の「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」から監査委員事務局で作成した。

1 案件中に複数の理由を付しているものがあり、類型別・経費別の延べ件数・金額で集計しているため、前記の別紙第3及び事実証明書1の合計とは一致しない。

5 監査委員の除斥

法第199条の2の規定により、伊藤重成監査委員及び鈴木孝監査委員は除斥とした。

6 請求の受理

本請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、平成29年4月26日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成27年度に山形県議会議員（以下「議員」という。）に交付された政務活動費のうち請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、知事が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象とした。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成29年5月16日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人の市民オンブズマン山形県会議の代表である長英二郎及び田中暁並びに代理人である佐藤欣哉、茂木孝雄及び長岡昇の5名が出席した。

新たな証拠として、平成21年度政務調査費に対する山形県議会議員政務調査費返還等請求事件（平成23年（行ウ）第2号）に係る山形地方裁判所判決文（平成28年5月17日）及び山形県議会議員政務調査費返還等請求控訴、同附帯控訴事件（平成28年（行コ）第12号）に係る仙台高等裁判所判決文（平成29年4月21日）（以下「両判決」という。）の写しの提出があった。

陳述における請求人の主張の要旨は次のとおりであった。

- (1) 両判決においては、対象となった各議員の政務調査費の支出が相当程度「違法」と判断されたが、違法とされた各支出は、監査委員においては全てが適正であると判断されていたものであり、両判決の判断は、政務調査費の支出が適正であるとした監査委員の判断が誤っていたとするものである。
- (2) 平成27年度の各議員の政務活動費についても、両判決が「違法」と判断した各支出の違法理由をあてはめていけば、相当な範囲の部分が「違法」と判断されなければならない。
- (3) 代表的な違法類型ごとの問題点
 - ア 違法・不当類型「a 出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと」の場合
各種団体の会合後の懇親会（いわゆる飲み会）や新年会、祝賀会、歓送迎会等は、両判決が政務調査費から参加費を支出することは違法であると判断した会合等と同様、飲食をし、親睦を図ることを主目的とするものなどと評価するべきであり、県政に関する「情報交換」や「意見交換」がなされるものではないといふべきであるから、両判決に従って全て違法であると判断されるべきである。
 - イ 違法・不当類型「c 政務活動に適うものでなく、県政に関する調査研究ではないこと」、「o 個人の立場で加入している団体会費である」、「r 私的活動（宗教活動・趣味・嗜好等）」の場合

個人の立場で加入している団体への会費、あるいは、個人の趣味の色彩の強い会合のための支出という理由により、その支出が違法であると判断されていることから、両判決における判断に従えば、全て違法であると判断されるべきである。

ウ 違法・不当類型「d 半ば観光目的であること」の場合

海外視察等は、一般的な観光名所が多数存在する場所であり、観光旅行としての性質を否定できないものであるから、支出の一定割合が違法であると位置付けた両判決に従い、政務活動と評価できる部分と観光旅行としての性質を有する部分を区分けし、相当程度按分したうえで、政務活動又は政務活動と合理的関連性を有するとは言えない活動の部分については、違法な支出であると判断されるべきである。

(4) 「日本会議」等の会費及びその活動のための支出や、後援会活動のための支出が違法であること。

ア 県議会が定めた「政務活動費の手引」でも、「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」、「私的活動」に係る費用支出は、「政務活動費を充当するのに適さない経費」として排除されている。

イ 日本会議関連の支出に係る団体は、一定の政治思想・政治信条に基づく運動方針に基づいて結成された団体であり、その活動内容からしても一定の政治的方向を目指す団体であり、その目指す運動は、山形県の「事務に関する調査」とは全く連動していないため、個人の立場からの「私的活動」、「政治活動」に伴うものであり、「政務活動」のための支出としてはその許容範囲を超え、違法・不当と評価されるべきである。

ウ 「政務活動費の手引」では、自らの後援会主催の「県政報告会」等の開催経費は「政務活動費を充当するのに適さない経費」と明示されているから、他の議員や政治家の後援会行事に参加すること自体が政務活動に適うものではないとの判断があることを意味するため、その参加費等の支出についても、違法・不当と評価されるべきである。

(5) 事務所費と人件費について

ア 事務所費と人件費については、仙台高裁判決の対象となった平成21年度の政務調査費訴訟には含まれていない項目で、今回、新たに「違法・不当な支出である」として請求しているものである。

イ 事務所費（家賃、光熱費など）について

「政務活動費の手引」では、後援会活動や政治活動などの「他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分する」と定め、「これを超えて充当する場合は、そのことを示す客観的証拠を添える」と規定しているが、特定の議員については2分の1を超えて充当しているが、それを裏付ける「客観的証拠」は全く添付されていない。

議員の活動は県政に関する活動や後援会活動、政治活動が混然一体としているものであり、「明確に区分できない」ことから、事務所費（家賃、光熱費など）の2分の1を超えて政務活動費を充当しているのは違法もしくは不当であると判断する。

ウ 人件費について

「政務活動費の手引」では、常用雇用については、政務活動と後援会活動、政

治活動の「従事割合が明確にできない場合は、原則として上限を2分の1とする」と規定しているが、「常用雇用する職員を政務活動のみに従事させている場合は、日報などにより政務活動のみに従事していることを証明するか、政務活動に専ら従事することを記載した雇用契約書を提出することで政務活動のみに従事しているとみなすこととする」と「みなし規定」を設けている。

議員の活動は政務活動や後援会活動、政治団体の活動が混然一体となっているのが一般的で、議員を補佐する事務員の仕事も明確に区分するのは困難というのが実情と推測される。平成20年の「政務調査費の手引」では例外（「みなし規定」）を認めなかったことからすると、不透明な方向へと改訂されており、「使途の透明性の確保」という法及び山形県政務活動費の交付に関する条例の趣旨に反する改訂と言わざるを得ない。

(6) 政務活動費の使途をより透明なものにするために

政務活動費の使途を適正なものにし、その内容をより透明なものにするために、全国の自治体の議会では様々な取り組みを進めている。それに比べると、山形県議会は政務活動費に係る領収書をインターネットで公開することに加えて、その使途をチェックするのに欠かせない会計帳簿類も議長に提出しなくていい仕組みになっている。地方自治法が求める「使途の透明性の確保」への配慮が極めて不十分と言わざるを得ない。

3 監査方針

請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な政務活動費の支出に当たるか否かを判断するため、根拠となっている山形県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号。以下「条例」という。）、山形県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月県議会告示第2号。以下「規程」という。）、山形県政務活動費の取扱いに関する要領（以下「要領」という。）及び政務活動費の手引（平成25年3月改訂版）（以下「手引」という。）に基づいて、適正に支出されているか、及び社会通念上妥当と判断されるかの観点から監査を行った。

4 監査対象部局

監査対象部局を、政務活動費の支出事務を担当している山形県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。

5 関係人

法第199条第8項の規定による関係人を、請求人から請求のあった平成27年度政務活動費に関係する議員とした。

第3 監査の結果

1 事実証明書の検証

請求人が違法又は不当の具体的内容としている事実証明書の「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」（以下「一覧表」という。）について、その内容の検証を行った。

具体的には、すべての案件について、議員から議会事務局に提出された収支報告書の原本との突合を行ったところ、一覧表の中に、請求人の錯誤又は摘示誤りが確認されたので、表1のとおり補正して監査を行った。

表 1

氏名	支出科目	No.	項目	正	誤
奥山 誠治	事務所費	2	支出年月日	2015/5/25	2105/5/25

2 監査対象部局からの聴き取り結果

議会事務局の関係職員から、政務活動費制度の概要、政務活動費制度に係る支出手続、議会事務局によるチェック体制等について聴取した結果は以下のとおりである。

(1) 政務活動費制度の概要

- ア 法（平成24年法律第72号による改正前）第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。
- イ 山形県では、平成13年3月に山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号。以下「旧条例」という。）及び山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月県議会告示第2号。以下「旧規程」という。）を制定し、政務調査費制度の運用を開始した。
- ウ その後、その使途や情報公開の在り方に関する県民の関心の高まりなど、条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえ、平成20年3月に旧条例を改正して収支報告書への領収書その他証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、使途基準の明確化のため山形県政務調査費の取扱いに関する要領（以下「旧要領」という。）を制定した。
- エ また、平成20年3月、旧条例、旧規程及び旧要領で定めた事務処理方法、使途基準、各種様式を網羅し、政務調査費の使途などについて、その適否を具体的に判断する際のよりどころとして政務調査費の手引（以下「旧手引」という。）を決定した。
- オ その後も、政務調査費制度の運用の在り方について随時課題の検討を行っており、平成23年度においては、使途基準や支払証明書の記載についてより明確な運用が行われるよう旧手引の見直しを行い、平成23年10月交付分から適用している。
平成24年度においては、事務費に関する運用の目安について見直すとともに、収支報告書作成の際に参考となる事例集が旧手引に追加され、平成24年4月交付分から適用している。
- カ 平成24年9月に、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める法改正が行われ、平成25年3月1日に施行されている。
この法改正に伴い、平成24年12月に旧条例が改正されるとともに、旧規程、旧要領及び旧手引の見直しが行われ、平成25年4月より政務活動費として運用されている。
- キ 平成28年度においては、手引の厳格な運用を図るため、四半期ごとの事前点検の徹底や茶菓代の上限額の設定、また、政務活動の内容を客観的に示す資料・写真などの添付が望ましいとすることなど、手引の見直しが行われ、平成29年4月交付分から適用している。

(2) 政務活動費制度（議員に係るもの）に係る支出手続

- ア 議員に対して交付すべき政務活動費の額は、1月当たり28万円である。（条例第3条の2）
- イ 知事は、四半期ごとに、議員からの請求に基づき交付する。（条例第7条）
- ウ 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収支報告書を翌年度の4月30日まで議長に提出しなければならない。（条例第10条第2項）
- エ 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し等を添付しなければならない。（条例第10条第5項）
- オ 議員は、交付を受けた額に残余がある場合は、県に返還しなければならない。（条例第12条）
- カ 議長は、議員から提出された収支報告書を5年間保存しなければならない。（条例第13条）
- キ 何人も収支報告書の閲覧を請求することができる。（条例第14条）

(3) 議会事務局によるチェック体制

- ア 条例第11条では「議長は、政務活動費の適正な使用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。」と規定している。
- イ 議会事務局においては、この規定に基づき、収支報告書及び領収書等の添付書類の内容が使途基準に適合するかなど、チェックを行っている。
支払証明書については、領収書等が取得できない場合として適当か、自家用車利用の車賃の計算に誤りがないか、面談の有無、相手等について確認している。
- ウ 必要に応じて議員に確認を求め、適宜、加筆・修正を依頼し、その結果改めて提出された内容については、再度確認を行うなど適正なチェックに努めている。
なお、十分なチェック時間を確保できるよう、収支報告書の四半期ごとに事前提出を受け、その都度チェックを行っている。
また、平成27年度分のチェック作業については、四半期ごとの事前提出分は従前と同様に2名で実施していたが、4月末日に最終的な収支報告書が提出されてからのチェック作業については、2名を加えた4名でチェックした後に、その上司2名が査閲する形で作業を行った。

(4) 請求人の主張に係る議会事務局の見解

- ア 政務活動費の使途については、法、条例等において、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、更なる議会の活性化に資することを目的として規定されている趣旨を踏まえ、会派及び議員の責任のもとに判断すべきものである。
- イ 特に、「県政との関わり」という点においては、政務活動が、現在行われている県の事務事業と直接的な関わりが薄いというような事案であっても、議員は意見書の作成や政策提言等も含めた施策立案を行うという点で幅広く住民福祉の向上に寄与する役割を担っていることから、議員の合理的判断のもとに、議員として県の事務及び地方行財政に関する調査研究が行われていると判断している。
- ウ 個々の経費への充当にあたっては、その必要性について議員の合理的判断があったということを基本的な前提として捉え、政務活動としての使途及び必要な経費の積算根拠が記載されている範囲で適正な支出と判断している。

3 事実関係の確認及び判断

請求書に添付されている事実証明書の一覧表について、支出経費区分ごとに、以下のとおり確認及び判断を行った。

(1) 議会事務局への使途基準の解釈と運用の確認

議会事務局に対する監査において、請求人が違法又は不当の理由としている支出に関する使途基準の解釈と運用について聴取したところ、次の回答があった。

ア 政務活動費の使途については、法、条例等において、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、更なる議会の活性化に資することを目的として規定されている趣旨を踏まえ、会派及び議員の責任のもとに判断すべきものである。

議会においては、各経費の使途について適正な運用を図るため、支出にあたっての基本的な考え方や、政務活動費を充当するのに適さない事項等を盛り込んだ要領を制定し、あわせて、条例、規程及び要領で定めた事務処理方法、各経費の主な例及び運用の目安、各種様式を網羅する手引を作成し、運用している。

イ ただし、極めて多岐にわたる議員の調査研究活動全てについてあらかじめ定めることは困難であることから、手引に記載の内容は例を挙げているにとどまり、実際の具体的な案件について政務活動費の充当が適切か否かを個別に判断しているケースもある。

ウ また、県政との関わりという点においては、現在行われている県の事務事業と直接的な関わりが薄いような事案であっても、議員は、意見書の作成や政策提言も含めた施策立案を行うという点で幅広く住民の福祉に寄与するという役割があることから、議員の合理的判断のもとに、議員として県の事務及び地方行財政に関する政務活動が行われているものと判断している。

(2) 収支報告書等の確認

請求人が違法又は不当と主張する各議員の支出について、議会事務局保管の収支報告書及び添付書類の原本を確認するとともに、議会事務局の見解を聴取し、疑義等があるものについては議会事務局を通じて関係人（議員）から確認した。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

氏名	支出科目	件数	減額した額(円)	訂正理由	訂正年月日
大内 理加	調査研究費	1	5,080	記載誤り	平成29年5月2日
吉村 和武	調査研究費	31	29,566	記載誤り	平成29年5月16日
吉村 和武	要請陳情等活動費	1	455	記載誤り	平成29年5月16日
吉村 和武	会議費	6	1,959	記載誤り	平成29年5月16日
高橋 啓介	調査研究費	4	5,055	記載誤り	平成29年5月9日
今井 榮喜	会議費	1	5,000	記載誤り	平成29年5月2日
奥山 誠治	事務所費	25	328,398	記載誤り	平成29年5月18日
奥山 誠治	事務費	10	52,644	記載誤り	平成29年5月18日
木村 忠三	調査研究費	1	900	記載誤り	平成29年4月24日
木村 忠三	調査研究費	1	20,000	記載誤り	平成29年5月8日
木村 忠三	調査研究費	1	5,000	記載誤り	平成29年5月22日
渋間佳寿美	調査研究費	2	2,370	記載誤り	平成29年5月11日

渋間佳寿美	調査研究費	2	7,000	記載誤り	平成29年5月19日
志田 英紀	調査研究費	2	3,400	記載誤り	平成29年5月1日
能登 淳一	会議費	4	80,250	記載誤り	平成29年5月11日
柴田 正人	事務所費	32	434,884	記載誤り	平成29年5月24日
伊藤 重成	会議費	2	8,000	記載誤り	平成29年5月10日

また、次の議員からも収支報告書訂正届の提出があったが、監査対象の各項目の一部の減額であるため、この支出については、監査対象となる支出額は減額となるが、監査対象からは除外しない。

氏名	支出科目	件数	減額した額(円)	訂正理由	訂正年月日
菊池 文昭	広聴広報費	1	63,180	記載誤り	平成29年5月15日
石黒 覚	会議費	1	17,225	記載誤り	平成29年5月15日
能登 淳一	調査研究費	1	7,500	記載誤り	平成29年5月11日
能登 淳一	会議費	4	47,276	記載誤り	平成29年5月11日
舩山 現人	会議費	3	78,000	記載誤り	平成29年4月19日

(3) 判断

請求人は、平成27年度の各議員の政務活動費についても、両判決が「違法」であると判断した各支出の違法理由をあてはめていけば、相当な範囲の部分が「違法」であると判断されなければならないと主張するが、両判決において判断の根拠とされた旧条例、旧規程、旧要領及び旧手引はそれぞれ平成24年度に改正されており、本件請求に係る平成27年度の政務活動費には改正後の条例、規程、要領及び手引が適用されることとなるため、あらためて、改正後の条例、規程、要領及び手引に基づいて判断した。

以下、手引に定める経費ごとに判断を述べる。

ア 調査研究費

手引において、県の事務及び地方行財政等に関し会派又は議員が行う調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費（資料印刷代、委託費、文書通信費、交通費、参加費（食糧費を含む。）等）とされている。

(7) 請求人は、類型 a（10名、35件（関係する議員の人数と支出件数の累計であり収支報告書訂正届提出分を除く。以下同じ。））として摘示した支出について、「出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

手引において「団体等が主催する会議と一体又は連続した懇談会への出席に要する経費について、調査研究を目的として出席した会議との一体性・関連性があり、かつ、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することができる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。」とされており、摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、会費支出の対象となっている懇談会は、意見交換を目的とする会議に一体又は連続しており、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われていると思

料され、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(イ) 請求人は、類型bとして摘示した支出が「団体役員としての出席に係るものであること」から違法又は不当と主張するが、監査期間中に議員から収支報告書訂正届（1名、6件）の提出があり、この支出については請求の理由がなくなったことから監査対象から除外した。

(ウ) 請求人は、類型c（15名、84件）及び類型1（2名、5件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、県政に関する調査研究ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、政務活動に適うかどうかの判断にあたっては、平成22年3月23日最高裁判決において「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」と判示されており、議会事務局においても、県政との関わりという点において、現在行われている県の事務事業と直接的な関わりが薄いような事案であっても、議員は、意見書の作成や政策提言も含めた施策立案を行うという点で広く住民の福祉に寄与するという役割があることから、議員の合理的判断のもとに、議員として県の事務及び地方行財政に関する調査研究等が行われているものと判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、実質的に何らかの政務活動が行われたと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(エ) 請求人は、類型d（12名、47件）及び類型h（1名、1件）として摘示した支出が「半ば観光目的であること」から違法又は不当で「2分の1以下の按分にすべき」と主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「私的活動」として「観光等」に要する経費は、「政務活動費を充当するのに適さない活動に要する経費」とされており、「観光」であれば対象外であるが、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、視察行程に観光客が多いような場所が含まれていたとしても県政との関連性が全く無かったとまでは言えないものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとまでは言えない。

(オ) 請求人は、類型e（19名、60件）、類型q（2名、2件）、類型r（2名、4件）として摘示した支出が政務活動に適うものでなく、「政党・政治活動」、「後援会活動」及び「私的活動（宗教活動・趣味・嗜好等）」であって県の事務及び地方行財政等に関するものでないことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」及び「私的活動」は「政務活動費を充当するのに適さない経費」とされており、「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」又は「私的活動」であれば対象外であるが、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要

する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する活動であって政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(カ) 請求人は、類型 f として摘示した支出が「支払者は県議となっていないこと」から違法又は不当と主張するが、監査期間中に議員から収支報告書訂正届（1名、1件）の提出があり、この支出については請求の理由がなくなったことから監査対象から除外した。

(キ) 請求人は、類型 i（1名、1件）として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、県外視察に係る交通費（自家用車利用）であり、手引で定められた確認資料である支払証明書が添付されており、記載内容から県政に関する活動実態があり、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ク) 請求人は、類型 j（1名、1件）として摘示した支出が「飲食費が含まれている疑いがある」ことから違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、県外視察に係る意見交換会の開催に要した会場使用料であり、明らかに飲食費が含まれているとまでは言い切れないことから、直ちに違法又は不当な支出とは言えない。

(ケ) 請求人は、類型 k（1名、1件）として摘示した支出が「政務活動補助員に対する「日当」に相当すること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において調査研究費として「政務活動を補助する職員への交通費等の支出」は「支出できる」とされ、また、人件費として「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」を対象としており充当可能であるため、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、県外視察に係る運転業務に対する報酬であり、手引で支出できないとされている交通費としての日当には当たらないため、違法又は不当な支出とは言えない。

(コ) 請求人は、類型 n（1名、3件）として摘示した支出が「飲食代を伴った会場費・宿泊費である」ことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「会議の開催に伴う会場使用料」は「支出できる」とされており、また、「宿泊料」は「実費とする。（食事代を除く。）」とされており、飲食代は対象外であるが、請求人の摘示する支出に飲食代は含まれておらず適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとと

もに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、明らかに飲食代が含まれているとまでは言い切れないことから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(#) 請求人は、類型 o (17名、54件)として摘示した支出が「個人の立場で加入している団体会費であること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「個人の立場で加入している団体に対する会費」とは「町会費、公民館費、PTA会費、商工会費、同窓会費、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体の会費等」であり「政務活動費を充当するのに適さない会費等」とされているが、請求人の摘示する支出は個人の立場で加入している団体会費には当たらないため、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも個人の立場で加入している団体会費には当たらず、県政に関する活動であり政務活動に適うものと思料されるため、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(シ) 請求人は、類型 p (1名、1件)として摘示した支出が「主催者が費用負担し、自己負担していないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、参加した議員本人名の領収書が添付されており、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

イ 研修費

手引において、会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費並びに団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費（会場・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費、研修参加費（食糧費を含む。）等）とされている。

(7) 請求人は、類型 a (3名、6件)として摘示した支出が「出席した研修会、懇親会等が県政に関する意見交換目的ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費や団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

手引において「団体等が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費について、政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することができる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。」とされており、摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、会費支出の対象となっている懇談会は、県政活動に資することを目的とする研修会に一体又は連続しており、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換が行われていると思料され、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たる

とは言えない。

(イ) 請求人は、類型 c（3名、3件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、県政に関する研修会ではないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のア(ウ)と同様である。

(ウ) 請求人は、類型 e（5名、10件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、政党・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」、「私的活動」は「政務活動費を充当するのに適さない活動に要する経費」とされており、「政党活動」であれば対象外であるが、議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費や団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する研修会であって政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(エ) 請求人は、類型 g（1名、1件）として摘示した支出が「食事を中心としており、政務活動に適うものでないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「食糧費」のうち「団体等が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費」は、「政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することはできる」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、団体が主催する研修会で、県の担当者による県政に関する講話に引き続いて昼食を兼ねて参加者による意見交換会が開催され、県の施策に対する意見や要望などの意見交換が行われており、政務活動に適うものであると思料され、明らかに食事が中心とまでは言えず、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(オ) 請求人は、類型 o（2名、2件）として摘示した支出が「個人の立場で加入している団体会費であること」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のア(オ)と同様である。

(カ) 請求人は、類型 s（1名、2件）として摘示した支出が「議員間で開催された集会にかかる経費である」ことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「食糧費」のうち「議員間での調査研究を目的とした会合に要する経費」は「支出できない」とされているが、食糧費以外の経費については、議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費や団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、研修会出席のための交通費（自家用車利用）と宿泊費であり、議員間の懇談に要する経費には支出されていないことから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

ウ 広聴広報費

手引において、県政に関する政策等について会派又は議員が行う広聴広報活動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等）とされている。

(ア) 請求人は、類型h（3名、5件）として摘示した広報誌の発行経費及び議員ホームページの経費について、「2分の1以下に按分すべきである」と主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「広報誌の発行経費」は、「広報誌の中に、後援会活動等の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、紙面の内容により判断し、記事の割合等により按分して支出する。（※ただし、後援会が発行主体の場合は支出不可）」とされている。また、「議員ホームページの作成・更新経費」は、「後援会活動の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、広報誌の場合と同様の考え方による。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも政務活動以外の部分は含まれていないか、記事の割合等により適切に按分されているものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(イ) 請求人は、類型i（2名、4件）として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できない」ことから違法又は不当であり、消耗品（メンディングテープ・輪ゴム）の購入額が高額に過ぎると主張する。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、メンディングテープ・輪ゴムについては広報誌の郵送等に要する経費であり、郵送件数からも明らかに高額に過ぎるとは言えず、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

また、請求人は広報に係る添付資料の裏面が政務活動に関する記事でなかったため、政務活動としての実態が確認できないと指摘したものと推測されるが、当該裏面は議員が広報記事を掲載した地元コミュニティー誌の紙面の写しを参考として添付したものであり、これをもって違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

エ 要請陳情等活動費

手引において、会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）とされている。

(ア) 請求人は、類型c（2人、4件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、県政に関する要請陳情活動ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し県議会事務局からは、議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活

動に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも議員が行う要請陳情活動で政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(イ) 請求人は、類型 e（1名、2件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく政党活動・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のイ(ウ)と同様である。

(ウ) 請求人は、類型 i（2名、5件）として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、県政に関する活動実態があり、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

オ 会議費

手引において、会派又は議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費（会場・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、会議参加費（食糧費を含む。）、文書通信費、交通費、宿泊費等）とされている。

(ア) 請求人は、類型 a（13人、147件）として摘示した支出について「出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

手引において「団体等から議員として会議や会合等に出席要請があり、かつ、その会議や会合等を開催する目的が政務活動に適うものである場合に、参加に要する自己負担分（会費等）を支出することはできる。（交通費も同様。）なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。」とされており、摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも、団体等から議員としての出席要請があり、開催目的も政務活動に適うものと思料され、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(イ) 請求人は、類型 c（7名、20件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、県政に関する会議ではないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述の(ア)と同様である。

(ウ) 請求人は、類型 e（1名、1件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく政党活動・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のイ(ウ)と同様である。

(エ) 請求人は、類型 i (2名、4件) として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、県政に関する活動実態があり、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(オ) 請求人は、類型 j (2名、6件) として摘示した支出が「飲食費を含む疑いがあること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「食糧費」のうち「自己が主催する飲食を伴う会議の開催に要する経費」は「会議における参加者への飲食代の支出は不可とする。(※ただし、茶菓代を除く)」とされており、請求人の摘示する支出に飲食代は含まれておらず、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも飲食費が含まれていないと思料されることから、直ちに違法又は不当な支出に当たるとは言えない。

(カ) 請求人は、類型 m (2名、3件) として摘示した支出が「実質は会議における食糧費で、妥当の範囲を超えていること」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも会場使用料で飲食代は含まれていないと思料されることから、直ちに違法又は不当な支出に当たるとは言えない。

(キ) 請求人は、類型 n (5名、8件) として摘示した支出が「飲食代を伴った会場費・宿泊費であること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「会議の開催に伴う会場使用料」は「支出できる」とされており、また、「宿泊料」は「実費とする。(食事代を除く。)」とされているが、請求人の摘示する支出に飲食代は含まれておらず、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、会場使用料等には飲食代が含まれていないと思料されることから、直ちに違法又は不当な支出に当たるとは言えない。

(ク) 請求人は、類型 q (2名、2件)、類型 r (2名、3件) として摘示した支出が政務活動に適うものでなく、「後援会活動」及び「私的活動(宗教活動・趣味・嗜好等)」であって県の事務及び地方行財政等に関するものでないことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」及び「私的活動」は「政務活動費を充当するのに適さない経費」とされており、「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」、「私的活動」であれば対象外であるが、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を

行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する活動であって政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

カ 資料購入費

手引において、会派又は議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）とされている。

(ア) 請求人は、類型 c（1名、1件）として摘示した書籍購入代について「政務活動に適うものでなく、県政に関する調査研究ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、県政に関する内容であって政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(イ) 請求人は、類型 i（1名、55件）として摘示した書籍購入代について「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する内容であって政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

キ 事務所費

手引において、会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）とされている。

(ア) 請求人は、類型 h（1名、32件）及び類型 i（1名、32件）として摘示した事務所費について「2分の1以下に按分すべきである」、「政務活動としての実態が確認できない」と主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、手引において「自宅、後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所光熱水費」は、「基本料金を含め、使用頻度、使用領域（面積）等で按分する。※他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。」とされている。また、「後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所賃借料」は、「使用領域（面積按分）、使用内容等合理的な割合で按分する。※他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分することとし、これを超えて充当する場合はそのことを示す客観的証拠を添えることとする。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、上限の2分の1を超える按分に係る支出については、使用面積及び使用頻度により按分することを示す客観的証拠として、議員より事務所費按分に関する説明書、事務所の図面、事務所使用記録等が提出されており、明らかに手引に反していると言えないものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

ク 事務費

手引において、会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費（事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）とされている。

(ア) 請求人は、類型h（1名、7件）として摘示したパソコンのリース代について、「2分の1以下に按分すべきである」と主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「OA機器等のリース料」や「固定電話に係る経費」は、「他の活動に係る部分と併用される場合については、使用頻度や通話時間等、使用実態に応じた合理的な割合で按分する（※標準的な按分割合は①私用と議員活動用を共用している場合は4分の1、②私用と議員活動用を区分している場合は2分の1）。これを超えて支出する場合は、議員が使用実態を説明し、必要に応じてその裏付けとなる資料を添付する。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、対象となっているパソコンの使用実態が政務活動専用であると思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(イ) 請求人は、類型i（1名、1件）として摘示したコピーFAX複合機購入費について「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、コピー機能及びFAX機能は県政報告会等の資料作成及び住民からの提言・要望の受付や議会事務局との連絡など政務活動に必要不可欠であり、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

ケ 人件費

手引において、会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）とされている。

(ア) 請求人は、類型i（18名、250件）として摘示した職員の人件費支出について、領収書の氏名が非開示で資料も無いため「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「特定の政務活動用務に係る短期的雇用の場合で、専ら政務活動に従事しているのであれば全額支給できる。常時雇用において他の用務にも従事している場合は、勤務実態等に応じ合理的な割合（政務活動に従事する平均時間、日数等）で按分して支出する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあり従事割合が明確に

できない場合は、原則として上限を2分の1とする。また、常用雇用する職員を政務活動のみに従事させている場合は、日報などにより政務活動のみに従事していることを証明するか、政務活動専ら従事することを記載した雇用契約書を提出することで政務活動のみに従事しているとみなすこととする。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ一部を除き従事業務の内容等を示す証拠書類（雇用契約書や日報など）を確認した。確認できなかった部分についても、後日、議会事務局で議員に確認を行った結果、いずれも従事業務の内容等を示す証拠書類があることを確認しており、手引に反しているとは言えないため、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

4 結論

以上のことから、本件請求については、政務活動費に違法又は不当な支出があったとは言えず、また、知事が財産の管理を怠った事実も認められないことから棄却する。

5 意見

本件監査請求に対する監査結果は上記のとおりであるが、このことを踏まえ監査委員の意見を次のとおり付す。

政務活動費の目的は、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるためのものであり、これをどのように活用するかは本来議員の自律的判断に委ねられるべきである。

その一方、政務活動費は公金から支出されることから、その用途には一定の制約が課されるとともに、透明性の確保や県民への説明責任が常に求められているところである。

こうした中、本県においては昨年度、政務活動費の不適切な取扱い事案が発生するとともに、本年4月21日には平成21年度の政務調査費に係る住民訴訟の仙台高等裁判所の判決が出され、その後、確定している。

このような状況の下、この度の住民監査請求以降、複数の議員から記載誤りを理由に収支報告書の訂正届があった。こうしたことから、県議会としてより正確な運用と報告内容の点検の強化が必要と認められたところである。

また、監査の結果から、手引で支出が可能とされている事務所費について、政務活動とそれ以外の活動に按分する場合で、原則的な上限割合を超えて充当する場合に必要となる客観的証拠の内容をより分かりやすく例示するなど改善の余地も認められた。

県議会においては、これまで適切な運用を図るために手引の改正等を行ってきたところであるが、引き続き政務活動費制度の本旨にのっとり、透明性と信頼性の確保に努め、県民に十分な説明責任を果たしながら適切に運用することを期待するものである。

参考とした判例

【平成21年12月17日／最高裁判所第一小法廷／判決／平成20年（行ヒ）第386号】

- ・政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない。

【平成22年3月23日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成21年（行ヒ）第214号】

- ・議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。

【平成21年9月29日／東京高等裁判所／判決／平成21年（行コ）第2号】

- ・政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」（中略）ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」（中略）はこれを狭く解すべきでなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議員活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。

【平成19年2月9日／札幌高等裁判所／判決／平成17年（行コ）第14号】

- ・会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

【平成25年11月18日／福岡地方裁判所／判決／平成19年（行ウ）第70号】

- ・議会の役割とは、地方自治体の運営に関わる審議・議決、条例の策定、執行機関の監視など多岐にわたるものであるから、そのための調査研究である政務調査活動も必然的に広範な事項にわたるものとなり、会派等がそのように広範な役割において、十分に役割を果たすためには、会派の自主性、自立性が尊重されなければならない。このことは、平成24年法律第72号による改正において、（中略）「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められたことにも表れている。